

鎌ケ谷市コミュニティビジネス事業・ベンチャービジネス事業評価審査会会議録

- 1 日 時 令和4年7月14日（木）午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 鎌ケ谷市役所本庁舎6階 第4委員会室
- 3 出席者
 - (1) 出席委員（敬称省略）
小川 松雄、菅原 英一郎、秦野 政則
 - (2) 事務局
五月女商工振興課課長、三木商工振興課主任主事、高橋商工振興課主事
- 4 議 題
 - (1) コミュニティビジネス事業補助金（4件）
 - (2) ベンチャービジネス事業補助金（2件）
- 5 会議の概要
鎌ケ谷市コミュニティビジネス事業・ベンチャービジネス事業評価審査会委員の全委員3名が出席し、以下のとおり会議を行った。
 - (1) 会長及び副会長の選出
鎌ケ谷市コミュニティビジネス事業・ベンチャービジネス事業補助金交付要綱第18条の規定により、委員の互選により選出した結果、会長が小川委員、副会長が秦野委員となった。以降、会長が議事の進行を行った。
 - (2) 本審査会の審査対象案件
対象案件は令和4年6月7日付けで鎌ケ谷市長から諮問があった申請案件7件のうち、一次審査で150点以上の評価を得た6件である。
 - (3) コミュニティビジネス事業補助金（4件）、ベンチャービジネス事業補助金（2件）の審査
 - ・会長から当該審査案件については、鎌ケ谷市情報公開条例第8条第1号及び第2号に該当することから、非公開である旨の宣言がなされた。
 - ・事務局より審査方法について説明を行った。
 - ・質疑応答を含めたプレゼンテーション審査を実施した。
 - ・鎌ケ谷市コミュニティビジネス事業評価審査会要領及び鎌ケ谷市ベンチャービジネス事業評価審査会要領に基づく審査の結果、6件全てが適格性を有する事業とされたが、評価点が最下位の事業については申請額が予算額の範囲を超えたことから、上位5件を補助金の交付が適当、下位1件を不適当とする旨の答申がなされた。
 - ・当該案件の審査結果に基づき市でその可否を決定し、申請者に通知する旨を事務局より伝えた。
 - (4) 会議録署名人の選出
小川委員及び秦野委員の2名に決定した。
- 6 配布資料
 - (1) タイムスケジュール
 - (2) 申請書類一式
 - (3) コミュニティビジネス事業審査評価項目一覧
 - (4) ベンチャービジネス事業審査評価項目一覧

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和4年7月14日

氏名 小川 松雄

氏名 秦野 政則
